

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第63回「追加情報の注記」
 (※ 追加情報の注記に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

STEP 1 注記対象の確認

追加情報の注記は、各社ごとに財務諸表等規則等で定めている注記以外で利害関係者にとって重要な事項を注記することになるが、一からどれを注記するか検討することは、時間を要すると考えられる。そこで、監査・保証実務委員会実務指針第 77 号「追加情報の注記について(以下、「監保実77」という)」に例示が記載されているため、まず、これらに該当するものがないかを確認しながら、検討することが考えられる。

監保実77では、以下の例が記載されている。

No	項目	備考
1	会計方針の記載に併せて注記すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の原則及び手続を採用する場合、新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用は、会計方針の変更には該当しない。そのため、当該会計処理の採用に関し、会計方針の記載以外に追加的に開示が必要であると判断した場合は、追加情報として会計方針の記載に併せて注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、新たに事業を開始し、当該事業に係る有形固定資産の減価償却方法が、既存事業における有形固定資産の減価償却方法と異なる方法を採用する場合
2	資産の使用・運用状況の説明	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産の使用・運用状況について通常の使用方法ではなく、特殊な使用方法の場合には、当該事実及び関連する金額を追加情報として注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、重要な遊休又は一時休止の固定資産がある場合
3	特殊な勘定科目の説明	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 財務諸表等の表示に、特殊な勘定科目を使用している場合など、勘定科目名の記載だけではその内容が明確ではない場合に、当該内容について追加情報として注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、損益計算書における特別損益科目の説明や業界特有の科目の説明
4	会計基準等で注記を求めている事項(財務諸表等規則で規定しているものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に基づく注記 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性が高く、かつ、金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上するが、損失の発生の可能性が高いが、金額の見積りが不可能な場合、及び損失の発生がある程度予想される場合には、その旨、主たる債務者の財政状態、主たる債務者と保証人との関係内容、主たる債務者の債務履行についての今後の見通し等、その状況を適切に説明するために必要な事項を追加情報として注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ なお、損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には、上記の注記に加えて、金額の見積りが不可能な理由を注記する。 ➢ 監査・保証実務委員会報告第 69 号「販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い」による注記事項 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 販売用不動産等及び固定資産の保有目的の変更が、会社の財務諸表に重要な影響を与える場合は、追加情報として、その旨及びその金額を貸借対照表に注記する。 ➢ 監査第一委員会報告第 43 号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」による注記事項 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接減額方式で圧縮記帳を行った場合、圧縮記帳を行った旨及び圧縮額を注記する。
5	連結固有の事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査・保証実務委員会実務指針第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」による注記事項 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連結決算手続上、親会社の会計処理を修正し、その影響額が重要な場合には、その旨、修正の理由及び当該修正が個別財務諸表において行われたとした場合の影響の内容を連結財務諸表に追加情報として注記しなければならない。
6	期間比較上説明を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 期末日が休日のため、財政状態が通常の期末日の状況と異なる場合 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 期末日が休日、期末日満期手形残高が重要な場合には、入出金の会計処理を満期日又は交換日のいずれで行ったか及びその金額を、当該科目との関連を明らかにして注記する。 ➢ 新規事業の開始・取引形態の変更などにより、財政状態及び経営成績の状況が前期と比較して大きく変化した場合など
7	後発事象に該当しないが説明を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業年度中に行われた意思決定又は発生した一連の取引で、決算日後から監査報告書日までの間に当該意思決定に基づく行為又は取引が終了していない場合、決算日後に発生した事象ではないので、後発事象に該当しないが、重要な事象であれば追加情報として注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、新株式の発行について、当該事業年度中に取締役会の承認決議はあったが、まだ払込期日が到来していない場合 ✓ 例えば、過年度に後発事象として注記した事象で、注記した内容を更改(補正)、又は経過等を引き続き注記する場合
8	財務制限条項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 借入金や社債等に付された財務制限条項が財務諸表等に重要な影響を及ぼすと認められる場合

また、追加情報は上記の項目に限定されるわけではないため、災害やコロナ禍の影響等、重要な事項が発生していれば、追加情報として注記することが考えられる。

STEP 2 計算書類と(連結)財務諸表の注記

追加情報は、実務上、項目によって、「計算書類には注記せず(連結)財務諸表のみに注記する場合」や、「計算書類及び(連結)財務諸表の両方に注記する場合」がある。そのため、各社は計算書類及び有価証券報告書を開示する趣旨も考慮して、「(連結)財務諸表のみに注記するか、計算書類及び(連結)財務諸表の両方に注記するか検討する必要がある。